

令和2年度原子力規制委員会
第63回会議議事録

令和3年3月10日（水）

原子力規制委員会

令和2年度 原子力規制委員会 第63回会議

令和3年3月10日

10:30～11:45

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：原子力規制委員会の取組の公表（3.11報告）について（案）（第2回）
- 議題2：令和2年度マネジメントレビューについて（第2回）
- 議題3：ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設の規制に関する検討（第4回）
- 議題4：「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」の取りまとめ及びこれに対する意見募集の結果について
- 議題5：東京電力福島第一原子力発電所の敷地内の放射線施設に係る実効線量の算定に関する原子力規制委員会告示の改正についての放射線審議会の答申及び今後の対応について

○更田委員長

それでは、これより第63回原子力規制委員会を始めます。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言が延長されていますので、本日も傍聴を入れずに、ウェブのみでの開催となります。

最初の議題は「原子力規制委員会の取組の公表（3.11報告）について（案）（第2回）」。

説明は、黒川参事官からお願いします。

○黒川長官官房参事官（政策立案担当）

説明いたします。

前回、お諮りしまして、何点か御意見を頂きましたので、修正点を御説明します。

資料1の通しの3ページ目を御覧ください。第1章関係の「テレビ（TV）会議」「Web会議」「オンライン会議」という言葉が交ざっていましたが、回線が何であるかというよりは、対面ではないということに着目した書き方をしていますので、「オンライン会議」で統一したいと思います。

第2章関係ですけれども、「有意な指示」というのは、分かりやすく「亀裂」に修正。

あと、「安全研究の実施と主要な成果」は主要な成果をきっちり書いていなかったもので、タイトルを「成果の公表」という形に修正をしております。

炉安審（原子炉安全専門審査会）の原子炉火山部会の記述をこのように記述をしております。

第3章関係ですけれども、IDカード不正使用事案について、確認が進行中であることが分かるように追記ということで、次のページにまいりまして、右側に修正案が載っていますけれども、「また」で書いてある下線の引いたパラグラフを入れております。

第4章関係、「水中回収が選択されたことを確認した」、これは原子力規制委員会としては確認してはいないのではないかということでしたので、これも修正案は右側ですけれども、元の文章だと主語が誰か分かりにくかったので、「東京電力は」で始まる主語の文と「原子力規制委員会は」で始まる主語の2文に分けまして、それぞれ分かりやすく書いたということでございます。

次のページ、第5章関係にまいりまして、放射線審議会の審議事項でございますけれども、諮問4件のうち1件は答申が違うということで、これは事実関係の単純な誤りでしたけれども、修正案の下の「（1）、（2）及び（3）の諮問については妥当である旨、（4）の諮問については改正が不要である旨の答申が行われた」という記述にしてございます。

最後、通しの6ページ目のところですけれども、本年2月13日に発生した地震に関して、今後、課題を抽出して、「より実効性のある緊急時対応を実現できるよう改善を図る」という文章を追加しております。

修正点は以上です。

○更田委員長

御意見はありますか。伴委員、どうぞ。

○伴委員

前回指摘した箇所が適正に修正されていると思います。ありがとうございました。

○更田委員長

ほかにありますか。

よろしければ、修正を踏まえた上での別添ですけれども、これを決定してよろしいでしょうか。

それでは、原子力規制委員会の取組の公表、いわゆる3.11報告について、別添の事務局案を決定します。ありがとうございました。

二つ目の議題は「令和2年度マネジメントレビューについて（第2回）」。

説明は、本橋監査・業務改善推進室長からお願いします。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

監査・業務改善推進室の本橋でございます。

令和2年度マネジメントレビュー第2回についてでございます。

本年3月3日の原子力規制委員会において、原子力規制庁が報告いたしました「令和2年度マネジメントレビューについて」を踏まえまして、原子力規制委員会として、マネジメントレビューを実施していただくものでございます。

各委員からのコメントについては、別添のとおりでございます。

今後の対応といたしましては、マネジメントレビューの結果を令和3年度重点計画及びマネジメントシステムに反映するというところでございます。

なお、令和3年度重点計画案については、次回以降の原子力規制委員会において、お諮りする予定でございます。

また、参考資料として、7ページ目以降に3月3日の資料を添付してございます。

マネジメントレビューの資料に関しまして、古金谷室長より補足がございましたので、補足説明をさせていただきたいと思っております。

○古金谷長官官房緊急事案対策室長

緊急事案対策室長の古金谷でございます。

一点、数字を訂正したいということで、御説明させていただきたいと思っております。

全体のページでいきますと、25ページのところでございます。表がございまして、一番上の一番目のところでございまして、これは訓練の参加状況についての5%以上かどうかというところがございまして、これは7%ということで、今、令和2年度に数字が記載されてございます。

これは2月の総合防（原子力総合防災訓練）が中止になったものですから、それを加味して「7」という数字を入れておりましたけれども、中止になったものですから、再度計算し直しましたところ、6%になるということが分かりましたので、ここを「6」という形に訂正させていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

事務局からの説明は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。石渡委員、どうぞ。

○石渡委員

今、事務局からも訂正がありましたけれども、S評価になっているものが複数あるのですが、事故原因調査については、この後の議題でもありますけれども、非常に大部の報告書が作成されていて、成果についても報道発表もなされているということで、大きな成果があったということでS評価というのはよろしいと思うのですが、もう一つの緊急時対応の業務に関するS評価は、緊急時対応に従事する人の割合が業務全体の5%という目標に対して、概算で7%達成したので、S評価だということになっていたのですけれども、先ほどのお話では、それは7ではなくて、6だということで、これは新型コロナの感染症が、現在、緊急事態になっていて、そういう訓練がうまくできない状況があることは、もちろんそのとおりなのですが、いずれにしても、大手を振って超過達成をしたと言えるような数字ではないように思うので、私はS評価というのは、達成したということでA評価にした方がいいのではないかと考えます。

以上です。

○更田委員長

この点、ほかの委員、御意見はありますか。伴委員、どうぞ。

○伴委員

ある程度機械的に目標を数字で示したものを超えた場合にSにしているというのは、それはそれで理解はするつもりなのですが、ただ、石渡委員の指摘ももつとでも、これは例えば5%を下回っていたら、評価はBになっていたわけです。そうすると、Aになるのは5%ちょうどの場合だけということにならないか、それはおかしいのではないかと、思って、その点について、事務局の見解を聞きたいのです。

○古金谷長官官房緊急事案対策室長

緊対室長の古金谷でございます。

本件は数字が間違えていたのは、総合防が中止になったところを加味しておりませんでした。

ただ、我々は常に通常の業務を抱える中で訓練にもということで、各職員、時間を割いて様々な訓練、研修に参加していただいているところがありまして、そういうところは、各職員が頑張っているところもございますので、6%ということもございますけれども、5%で、数字で言うと2割ぐらい超えているところもございますので、ここはできれば我々としてはSという評価にさせていただければと考えております。

以上でございます。

○更田委員長

むしろこれはマネジメント委員会として長官のコメントですか。

○荻野長官

原子力規制庁の荻野でございます。

これは元々こういう数字を掲げる趣旨といたしますのは、それぞれ平素に日常の業務を抱えていて、そのマネジメントの中で、緊対室中心で行われている訓練にも時間を割いて、訓練に参加をすることを確保したいということがありまして、もちろんそれは一般的な訓練だから出なさいということもあるのですけれども、他方、正に日常的な規制の仕事なり、日常的な平素の仕事があつて、その中でどうしたら訓練に力を割いてもらえるかということで、こういう目標を掲げているということがございます。

厳密に言って、5.001%でSになるかというものではないのですけれども、実際の人数の割合も考えますと、各訓練の主管の緊対室以外のそれぞれの所属のマネージャーの協力というか、正しい理解があつて、訓練に一定の資源を割くことができたという形で、7が6になったという問題はございますけれども、原子力規制庁としてはSでいいという判断をしました。

ただ、ここはもちろん決定的に、定量的にばしっと決まるものではないので、それは殊さらSにするというものではなくて、5%を超えることを常時目指しておればよいという指標だという御議論であれば、それは一つのお考えかと思しますので、その辺はお含みいただければと思います。

○更田委員長

山中委員、どうぞ。

○山中委員

私自身もできるだけ今年は訓練に参加をさせていただいて、職員に交じっていろいろ訓練の勉強をさせていただいたのですけれども、その様子を拝見したら、通常の業務がある中でよく訓練に参加をしていただいているという、数値上はSにするか、Aにするかという問題ももちろんあるのでしょうけれども、そういう様子を拝見すると、Sと評価をしてもいいのではないかと私自身は感じました。

○更田委員長

ほかにありますか。

中身を知っているだけに何とも言いにくいのですが、マネジメントレビューは、指標化して、その指標を基にということで、中身について、内容について突っ込みだすと、切りがないところがあるのだらうと思つて居るのです。訓練についても、訓練の質や内容については、本当に日常的に指摘しているところではあるのだらうけれども、ただ、ちょっと気になったのは、通常業務の時間を割いてというのが繰り返し言われるのだけれども、訓練は本務なのです。訓練は決してエクストラではない。あと、研修でもない。緊急事態に対応する要員にとって、訓練は本務なので、本務の時間を割いてというのは、あるいは通常業務の時間を割いてというのは、多分そこから変えないと駄目です。

ただ、今の実情、現状からすると、いわゆる通常業務、日常業務というものを、お

そらく適正なキャパシティーを超えるものを背負っていながら、その上で緊急時の対応にもというところを言いたいのだろうと思うのです。実際、原子力総合防災訓練が延期になったことはあるのだけれども、それから、事業者防災訓練に原子力規制委員会、原子力規制庁として参加していることも必要なことだし、ある種本来の業務として捉えるべきことだと思っているのですけれども、実情に照らして言えば、よくやっていたのではないかという評価をしてもいいのではないかと私は受け止めているのですけれども、それは7が6というものには余り左右されないというか、そういうところだと思っているのですが、いかがでしょうか。石渡委員、どうぞ。

○石渡委員

更田委員長がおっしゃることは分かるのですけれども、ただ、訓練というものは、実際にそういうことが起きたときに役立つということが一番だと思うのです。例えば先月、2月13日に福島県沖で大きな地震があつて、緊急時対応が必要になったわけですが、あのときの対応については、今後これから検証がなされるということではあります。実際にあのときに参加してみて、緊急時対応がうまくいったというようにはちょっと思えないというのが私の感想です。そういうこともありますので、私はSというのはAにしたらいかがかと御提案申し上げます。

以上です。

○更田委員長

2月13日のアラートは実動であつたので、相手方のレスポンスもあつてというところもあるだろうし、それから、当方は当方での対応で、各機能班の連携であるとか、機能班それぞれの動きがどうであつたかというところはあつて、実動そのものがSかどうかは別の話だろうとは思いますが、ほかに御意見はありますか。

これをずっとやると、多分堂々巡りするんで、あと、このマネジメントレビューについては、それぞれ御意見を伺うことになっていきますので、まず石渡委員が提起されたものも含めて、お一人お一人からコメントを頂こうと思います。

田中委員からお願いします。

○田中委員

私とすれば、業務全体の5%以上という目標づくり等もやっていて、しっかりとしたのではないかと思いますので、結論的にはこのままでいいと思います。

○更田委員長

このレビュー全体については、田中委員、ほかにコメントはありますか。

○田中委員

それについては、コメントを入れておきましたけれども、全体的については、マネジメント委員会での審議した結果は、おおむね適切なものだと考えます。

○更田委員長

山中委員、どうぞ。

○山中委員

先ほどお話ししたとおり、A評価については、Sでいいと思います。

全体に通じては、今年は特にいろんな項目についてアンケートとか、レビューとか、できるだけ数値評価をして、評価をしていこうという努力は高く評価できると思っております。

また、今後も経年変化を取っていただいて、分析するところはきちっと分析して、改善をしていただけたらいいです。本年度は特に新型コロナウイルス感染症の対応で非常に苦勞をされたと思うのですが、特に審査会合とか、検討会などは、オンラインで全部できるようになったということで、その辺りも非常にスムーズに移行ができて、マネジメントはうまくいっているのではないかという、そんな感想を持ちました。

あと、全体の中で特に気になったのは、今後の人材育成の問題です。いろんな項目で人材育成は大切ですよということが挙がっていて、アンケートの評価などもいろんな部署で取られているので、できるだけ原子力規制庁全体で横断的にいろいろ議論をしていただいて、今後の重点計画、あるいは対応をお考えいただければと思います。

私からは以上です。

○更田委員長

伴委員、どうぞ。

○伴委員

最初に石渡委員の御指摘の点に関しては、一つの指標についての評価ということなので、全体の危機管理対応がどうかということとは、必ずしも一致しないと思います。それで、5%という目標に対して、6%というのが有意に高いと判断できるのならば、Sでもいいと思います。

それ以外の私のコメントに関しては、資料の通しの5ページにありますけれども、全体としてマネジメントレビューの評価は妥当だと思います。ただ、細かい点について、まず評価の内容に関して不明な点がありましたので、それを指摘させていただきました。具体的には、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施しなければならない対象者をより明確化するための検討をしたとあるのですが、その具体的内容についての記述がどこにも見当たらないので、これは一体どういうことなのかということも指摘したということです。

それから、情報システムの不正侵入が起きて、いまだに回復には至っていない。これは機微な情報も含むので、難しいところがあるのですが、侵入されたという事実、そして、その後の対応がどうであったかということに関しては、どこかで評価を行わなければいけないので、それがいつどのような形で行われるのかという点、この二つを疑問点として挙げました。

次年度の方向性に関しては、これまで安全文化の醸成ということはしきりに行われてきましたけれども、我々自身の核セキュリティ文化についても、取り組む必要があるのではないかとというのがまず1点です。

職員へのアンケート及びインタビュー調査は非常に重要だと思います。今後も二つを組み合わせて、量的な調査と質的なインタビューを組み合わせることが重要だと思いますが、同時に新しい調査手法というものも適宜取り入れていかないと、形骸化してしまうという懸念を持っています。

調査をして、その結果、幾つかの課題が示唆されていますけれども、例えば若手職員の負担感が強い、あるいは不安を感じているという点に関しては、非常に重要な問題なので、安易に捉えるのではなくて、必要であれば、さらに原因を深掘りした上で効果的な対策を講じることが重要だと思います。

以上です。

○更田委員長

石渡委員、どうぞ。

○石渡委員

全体としては、このマネジメントレビューはしっかりしたものにはなっていると思いますが、先ほど申し上げたように訓練です。緊急時対応業務に関するS評価というのは、今回はAにすべきだと思います。

あと、もう一つは、この規制の業務をずっと将来にわたって円滑に進めていくためには、各職場の年齢構成をもう少し適正化して、若い人から年を取った人まで、均等に配分するような形にして、いろいろな経験の伝達とか、そういうことがスムーズにいくように配慮をすべきではないかと思いました。

以上です。

○更田委員長

田中委員、どうぞ。

○田中委員

先ほどマネジメントレビュー全体ということで、今年度やったことに対してはおおむね適当なものと考えerということですが、今後の改善ということで、通しの2ページ、3ページに書かせていただいています。核燃料施設等の審査とか、廃棄物関係、安全研究の研究職員のキャリアパスの話とか、核セキュリティのこと、職員の確保とか、安全文化の育成、ここについてはいろんな貴重な重要なコメントがいっぱいあったと思いますので、それをどのように深掘りして対応するかということとか、1F（東京電力福島第一原子力発電所）の廃炉のことで、廃棄物とか、分析棟の運用が遅れていることに対する対応とか、その辺に対して今後の改善ということで何点か書かせていただいております。

○更田委員長

私はこのレビュー結果は、おおむね適正な評価がされていると思うのですが、先ほどの石渡委員の指摘のあった緊急時対応のところについては、実動のとき、アラートのときの課題というのはもちろんあったわけけれども、ただ、定量的指標に基づいてと言いつながら、日常的に接しているだけに、どうしても内容に引っ張られるのですけれども、少なく

とも令和2年度は、緊急時対応について随分頭を使った年ではあったと思うのです。改善の余地は非常に頻繁に、特にオフサイト、それから、オフサイトとオンサイトの連携については、随分厳しいことを言っていますけれども、ただ、令和2年度に関していうと、各スタッフや全体の構成を設計する人たちは、随分頭を使った年ではあったように思っています。まだその結果や結論に至っているわけではないのですけれども、そういった意味で、長官の下で行われたマネジメント委員会でS評価というのは、妥当なのではないかと思っています。

各委員から、今後については幾つも指摘がありますけれども、令和2年度のマネジメントレビューとしては、先ほどの石渡委員の御指摘のところも各委員から意見を伺いましたが、このままという形でこれをレビューとしてよろしいでしょうか。それとも、なお異存があればおっしゃっていただければですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、前回及び本日の議論をもって、令和2年度のマネジメントレビューとします。来年度の重点計画案にこれを反映してください。ありがとうございました。

三つ目の議題は「ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設の規制に関する検討（第4回）」です。

説明は、大島管理官ほか、お願いします。

○大島原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査担当の大島でございます。

資料3、「ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設の規制に関する検討（第4回）」について、御説明させていただきます。

経緯でございますけれども、昨年12月16日の原子力規制委員会におきまして、ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設の規制に関する検討に関する科学的・技術的意見の募集の実施が了承され、翌日から30日間の意見募集を実施してきたところでございます。

二番目、意見募集の状況でございますけれども、3点、資料について意見募集をかけさせていただきました。

意見といたしましては、述べ3件でございます。

「3. 寄せられた意見に対する対応について」でございますけれども、まず寄せられた意見についての回答について、別紙1、通しページで3ページから説明をさせていただきます。

○青木原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門主任技術研究調査官

研究炉等審査部門の青木です。

それでは、別紙1、「ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設に係る規制の考え方（案）等に対する意見と回答（案）」について、御説明申し上げます。

今回、意見は3件でございますけれども、お一人の方から複数件、御意見を頂いておりますので、全体としてはやや多めになっています。この中で主だったものについて、かいつまんで御説明申し上げます。

通しページで9ページ、ナンバー2-2の御意見です。これは②浅地中処分における評価期間についてということで、本資料においては別紙4になっていますけれども、こちらについての御意見です。

2-2の御意見ですけれども、(1)自然事象シナリオでは、「1,000年程度を超える場合には、明らかに保守的と考えられる設定の下で線量ピークまで計算し、」とあるため、既存の許可基準規則の解釈で定められた最も厳しいシナリオに加えて、明らかに保守的な設定を更に行い、線量評価を行うこととなる。自然事象シナリオの評価期間を1,000年という目安としたのは、そもそも1,000年以降ではバリアの状態設定の科学的合理性が低下し、不確実性が高まっていくためであり、1,000年程度を超える場合のピーク線量への適応線量を考慮すればよいものと考えられる。したがって、最も厳しいシナリオに加えて、明らかに保守的と考えられる設定の下での線量ピークを計算することは不要と思われる。

なお、明らかに保守的と考えられる設定の評価を要求する場合には、事業者が設定する最も厳しいシナリオの設定に対して、新たな設定が必要となる。このような保守的な設定はどのような考え方で設定すべきかについて、考え方をガイドライン等で示していただきたい、という御意見です。

これに対しまして、回答案ですけれども、御指摘の記載部分に関する趣旨は、次のとおりですということで、今回の趣旨を記載しております。

最初の・は、浅地中処分では、トレンチ処分の場合は数十年以内、ピット処分の場合は300~400年程度以内で、放射性物質がおおむね減衰することを前提としており、埋設の当初から多くの長半減期核種が含まれることは想定していない。

その上で、浅地中処分において、自然事象シナリオの評価の信頼性を確保できる期間は、1,000年程度までと考えられるため、この期間を評価期間の目安とすることが考えられる。

しかし、仮に長半減期核種が有意に含まれるような場合には、評価期間の目安である規制期間終了後1,000年程度を超えたところに計算上の線量ピークが現れる場合がないとは言えないため、そうした場合は、線量ピーク値の信頼性は低いが、この線量ピーク値が著しく高くないことを確認しておく必要がある。

以上を踏まえ、目安の期間を超えたところに線量ピークが現れることになった場合は、最も厳しいシナリオの場合も含め、公衆の線量が著しく高くないことの確認が必要、との考え方を記載したものです。

次のページに行っていただきまして、具体的な確認の仕方の例については、審査ガイドに記載することを検討します、という回答案にしております。

続きまして、通しページの11ページで、3-2という御意見を頂いています。③はウラン廃棄物のクリアランス及び埋設に係る規制基準等における要求事項について(案)という紙で、本資料においては、別紙5になりますけれども、そちらに対する御意見です。

3-2ですけれども、「廃棄物埋設地の一定の範囲において、ウランの平均放射能濃度が一定の上限、10Bq/gを超えないこととする」の一定の範囲について、既存のピット処分

施設の区画を参考に、体積として250～500m³程度、面積として50～100m²を目安にすることが考えられる、とある。

一つ目の御意見が、この一定の範囲は、規制値として許可基準規則の解釈等において定められる予定であるのか、確認したい、という御意見です。

こちらに対する回答は、右側にありますけれども、廃棄物埋設地の一定の範囲におけるウランの平均放射能濃度の上限値並びにその体積及び面積に関して記載した数値は、規制の実効性の観点から、ウランの放射能濃度の平均を見る上で、何らかの数値的な目安が必要となることを想定して記載したものです。これら数値については、必要に応じて許可基準規則の解釈等の改正案に反映します、という回答案にしています。

(2) ですが、こちらは既存の埋設地の内部区画が体積については範囲に入るものの、面積が120m²程度となっていること及びフランスの埋設施設のように、トレンチの側面を斜面構造とすると、開口部が底部より広いトレンチ埋設施設も想定されるということで、体積のみを目安としていただきたい、という御意見です。

(2) の回答が、御質問の区画に係る一定の範囲は、体積及び面積の目安であり、埋設地において局所的にウラン濃度が極端に高い場所が存在しないようにする観点から、事業者によって、実際の廃棄物埋設地の設計及び埋設しようとする廃棄物の受入れ計画等に応じて、適切に設定されるものと考えます、という回答案にしております。

主だった意見の説明は以上です。

これら意見を踏まえまして、13ページから始まります別紙2、こちらが「ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設に係る規制の考え方(案)」について、御意見と回答案を踏まえて修正したものになります。

修正箇所を赤字下線で示しておりますけれども、内容として大きく変更している箇所はございませんで、表現の適切性の観点から修正したものがほとんどになっています。

○大島原子力規制部審査グループ安全規制管理官(研究炉等審査担当)

引き続きまして、1ページ目に戻っていただきまして、今後の対応も含めまして説明させていただきます。

今、意見募集についての回答案と、それに伴いまして、規制の考え方の修正案を作成しております。見え消しではなくて、全部埋め込みしているものが別紙3、44ページからになってございますけれども、これにつきまして、原子力規制委員会決定とすることをお諮りしたいと思っております。

また、同時に意見募集をさせていただきました原子力規制庁の文書、具体的には別紙4の方が浅地中処分における評価期間に関するもの、別紙5がウラン廃棄物のクリアランス及び埋設に係る規制基準等における要求事項についてです。

一部、表現の適切性の観点から修正をしてございますけれども、内容については変更ございません。この文書につきまして、案を取って確定をさせるということについて、了解を頂きたいと思っております。

寄せられた意見につきましては、先ほど意見募集にも書いてあったとおり、今後の規制案等の作業の参考にするということにしたいと思っております。

最後、「4. 今後の予定」についてでございますけれども、現在、別途御審議いただきました中深度処分に係る規制基準で、このうちの断層についてのものについて、3月12日まで科学的・技術的意見の募集を実施中でございます。

この募集を受けた回答をお諮りした後に、これと併せた形で第二種廃棄物埋設に係る規則、解釈及び関連する審査ガイド、それから、クリアランスに係る規則及び審査基準の改正、又は策定の案を作成いたしまして、令和3年5月頃をめどに本委員会に図ることとしたいと思っております。

説明は以上でございます。

○更田委員長

御意見はありますか。

まず青木調査官から説明のあったパブリックコメントへの頂いた御意見なのですが、通しの11ページの3-2の御意見で、なるほどでもあるし、一方、回答には「これら数値については、必要に応じて許可基準規則の解釈等の改正案に反映します」と書かれているのだけれども、少し考える必要があると思っているのは、必ずしもこういったものは、申請に当たって施設の設計等をする人にとっては、あらかじめ知っておきたいというところがあるかもしれないけれども、ただ、これは全体の濃度に大きな偏りがあるわけじゃないということのためのもので、ある種濃度の分布に対する規制の強度そのものではないもの、やり取りにも書かれているように、斜面であったりとか、トレンチの構造には様々なものが予想されるだろうし、これはある種個別の判断に委ねてもやむを得ないことなのではないか。個別の審査の判断に委ねてもやむを得ないところでもあるのではないかとされるし、場合によっては、よい書き方があれば解釈なのだろうと思います。

解釈未満、解釈以下より下ということはないと思います。これは要するに規制の強度そのものなので、規則ないしは解釈に書かれるべきことだろうと思いますけれども、この点、御意見ありますか。

あくまでこれは例えば解釈に定量的数値を載せたとしても、目安にすぎないと思うのです。十分な平均化がなされているかどうかを判断するというようなものは、個別の設計に当たらないと決められないように思うのですけれども、御意見ありますか。田中委員、どうぞ。

○田中委員

更田委員長が言われたように、規制の要求的なものだから、解釈以上のものかなのですが、どう書くかは難しいところではあって、一般的なことを書いても、具体の申請がないと本当は判断できないところがありますから、これからどうするか工夫しないといけないところですが、何らかうまく書ければ、解釈に書いてもいいのですが、検討しないといけません。

○更田委員長

それにこれは実際の処分に当たって、どういう検認をするかということとの組合せです。実際、どの程度の精度でそれが検認できるのかということとのセットで考えなければならぬものなので、具体的設計を目にしないというのは、工学的に難しいと思うのです。

そうであるので、当面の回答は、私はこれでいいと思っているのですけれども、必要に応じてとなっているので、ただ、これは必ずしも解釈に書きますという意味では決してないということだと思えますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

青木調査官と前田調整官の認識の違いが大きければ、言ってもらえればいいけれども、青木さん、どうですか。

○青木原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門主任技術研究調査官

研究炉等審査部門の青木です。

認識に全く差はあるわけではございませんで、(2)の回答案のところにも書きましたけれども、廃棄物の受入れ計画は、全ての廃棄物が一遍に出てくるわけではないと思いますので、順番に出てきて、順番に埋めていかれると考えると、そのときに平均的な濃度をコントロールするというのは、実際の計画を見ても分からないことが多いですので、その辺りを踏まえた上で、今後の規則解釈を作っていく上では十分に考えながら、数値を入れるか、入れないかみたいな話は考えていきたいと思っています。

○更田委員長

よろしいですか。

それでは、その上でまず頂いた意見に対する考え方ですが、原子力規制庁の示したものを了承してよろしいですか。

それでは、それを踏まえて、別紙2について、これを別紙3のとおり決定してもよろしいでしょうか。

それから、別紙4の浅地中処分における評価期間について、別紙5のウラン廃棄物のクリアランス及び埋設に係る規制基準等における要求事項について、これをそれぞれ了承してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

その上でここに今後のものが書かれているけれども、5月をめどに案をとということで、これでL1、L2、L3にウラン廃棄物を含めてということは、原子力規制委員会で一度議論しましたが、当初、目指した廃棄物の処分関係に関する基準整備ですけれども、それが終わるという理解でいいですか。

○大島原子力規制部審査グループ安全規制管理官(研究炉等審査担当)

研究炉等審査担当の大島でございます。

更田委員長のおっしゃるとおりだと思ってございます。

○更田委員長

あと、処分物というので、ですから、当面行われる処分に関しては、対処が終わると思うのですが、その後を考えると、一つは第一種埋設に対する閣議決定で求められている要件というもの、それから、そのほかは随分先の話になってしまうのですか。TRU廃棄物であるとか、RI・研究所等廃棄物、これはまだ実施主体の検討も進んでいないのか。前田調整官、その辺りはどうなのですか。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

まずTRU廃棄物というのは俗称であって、第一種廃棄物もありますし、第二種廃棄物もあります。第二種廃棄物に相当するTRU廃棄物、要は中深度トレンチ、ピット対応のものについては、今回、整備しようとしている規制の中で見ることができます。

○更田委員長

第二種前部分は、TRU廃棄物であっても可能ですか。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

はい。

それから、第一種の検討を行う場合には、ガラス固化体、高レベル廃棄物だけではなくて、おそらく地層処分対象のTRU廃棄物の処分も含めて検討することになると思っております。

RI廃棄物につきましては、RI法（放射性同位元素等の規制に関する法律）の改正で、廃棄の特例として炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）の廃棄物管理事業、あるいは廃棄物埋設事業に入ってきたものは、核燃料物質等で汚染されたものとしてみなすとなっていますので、そういった意味で炉規法の中に入ってくるものに関しては、今回、第二種埋設の整備は終わるという理解です。

○更田委員長

むしろ核燃料物質で汚染された方が処分できるという形になりませんか。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

汚染された方が処分できるというか、炉規法の基準の整備の方が進んでいるということです。

○更田委員長

そういうことですね。

どうぞ。

○田中委員

先ほどのコメントにも書いておいたのですが、今後の検討課題として、残っている廃棄物とはどんなものなのかを整理して、どのように我々として規則等を考えていくのかということも検討して、必要なものから検討を始めるということが大事だと思います。

NUMO（原子力発電環境整備機構）で言っているセーフティーケースレポートの中には、ガラス固化体だけではなくて、TRU等廃棄物も入っているところがあって、これをどのよう

に考えるのかということを検討すべき点の一つだと思います。

○更田委員長

TRU廃棄物は、一種埋（第一種廃棄物埋設）に入るものについて言えば、扱いがガラス固化体よりも難しいのは考えにくいところがあって、二種埋（第二種廃棄物埋設）はそれぞれの区分の中に入るものであればということではそうなのだけれども、RIに関しては、実態を知らないから何とも言えないのですが、実施主体というか、ありそうな実施主体が固まるということが大事だと思うのです。今、当面ニーズがあるかということ、かさばるわけでもないのか、余りニーズがあるのか、ないのか、承知していないのだけれども、その辺りはどうなのですか。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

研究炉等審査部門の前田です。

私は担当ではないのですが、基本的に大学等から発生するRI廃棄物についての処分の実施主体は原子力機構ということになっておりますので、原子力機構というのが当面の実施主体と想定されると考えております。

○更田委員長

それは私も知っているのでありますが、その検討というのは進みつつあるのかどうかまでは、それを前田調整官に聞くのは気の毒かもしれないですね。ただ、少なくとも申請であるとか、何とかという声を聴いていないのは事実です。

そうすると、当面、処分を前に進めるための基準として必要なものの整備というのは、少なくとも二種埋については、5月に案を示して整備ができる。それを追って、今度は一種埋に係る要件の整備にかかるといったことでよろしいでしょうか。

一種埋の要件というのは、私の理解ではほとんどL1の要件と重なると思うのですが、そのときは、これはまた議論を続けてということだろうと思います。ありがとうございました。

四つ目の議題は「『東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ』の取りまとめ及びこれに対する意見募集の結果について」。

説明は、金子審議官からお願いします。

○金子長官官房審議官

原子力規制庁の審議官の金子でございます。

資料4を御覧ください。

「1. 経緯・趣旨」にございますように、本年1月末の原子力規制委員会でお諮りをした段階の中間取りまとめ案に対しまして、30日間のパブリックコメントを実施いたしました。

頂いた意見は、資料の3ページ目以降、考え方とともに整理をしております。

これを踏まえまして、先週3月5日に検討会（東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会）を開かせていただいて、中間取りまとめの内容については、検

討会として取りまとめるという形にさせていただいております。

頂いた御意見を御覧いただきたいと思っております。全部で37件頂戴いたしまして、今回の中間取りまとめの技術的内容に係るものと、今後こういうこともやらなければいけないのではないかというような、原子力規制委員会の取組に係るようなものと、大きく分けると二つがございましたので、意見の考え方のところも、原子力規制委員会としての考え方をお示しする部分と、事故分析検討会として検討した内容についての考え方をお示しする部分とに分けて記述をしてございます。

従いまして、4ページ目以降を見ていただきますと、一番右側の欄に原子力規制委員会の考え方であるのか、事故分析検討会の考え方であるのかということを明記するような形にしております。

例えばですけれども、4ページ目の一番最初を御覧いただきますと、事故の原因調査、分析、評価が未完了な段階で、新規性基準というのは意味があるのかというような御指摘を頂いておりますが、これについては、当然原子力規制委員会として考え方を示さないといけませんので、新規性基準策定時点までに分かった知見で、必要なものを十分に反映させていただいているということ、それから、国際的な基準なども参考にしている。更に今回の調査・分析で得られた知見、安全規制との関係については、原子力規制委員会の中でも精査をしていくという考え方を示させていただいております。

一方、検討会で議論をしたような内容につきましては、例えば5ページ目、整理番号3の最初の➤で、今回の水素爆発について、御意見の中では複数爆発説と書いていただいておりますけれども、段階的に3号機の爆発が進んだということは、元々できたのではないかというようなことがありましたけれども、今回の福島中央テレビ、あるいは日本テレビの御協力によって、映像の超解像処理の技術が活用できたということで、今回なりましたということを、これは検討会の考え方としてお示しをするという形にしております。

今後やらなければいけないようなことで御指摘を頂いたもので、例えば9ページを御覧いただければと思っております。御意見の番号でいうと、ちょっと長い御意見で、3番の続きになっておりますけれども、通しの9ページの真ん中ほどに、3号機にある、今回、オペフロのシールドプラグの件は見てまいりましたけれども、ハッチのコンクリート遮蔽が外れて、プールに飛んでいるというような状況があって、こういうこともしっかりと調査をすべきではないかという御指摘を頂いております。これについては、すぐにできるかどうかはありますけれども、これも我々は問題意識を非常に持っておりますので、そういったことについては、調査・検討を実施していく方針であることを明記しております。

これ以外にもそういった今後の大切な視点をいただいておりますので、それについて、今後やる方針を御説明している部分がございます。

15ページを御覧いただければと思っております。整理番号7の御意見でございますけれども、中には技術的中身とこれからの取組方針が交ざっているようなものもありますので、15ページは事故分析検討会の考え方ということで、逃がし安全弁の機能の妥当性といいましょ

うか、どういう状況で、どういう機能になるのか、どういう動作をするのかということについて、もっと詳細なことを考えていく。御意見の中では、格納容器の圧力が高くなると、こういうふうに動くというのは違うのではないかという御意見はありましたけれども、それに対する整理を7番の一番最初の▶で書かせていただいている部分と、東京電力がそういうことをしっかりやらなければいけないのではないかという御意見を頂いておりますので、その点については、原子力規制委員会としても東京電力がしっかり取り組めるように、我々も指導しますし、我々の自己分析の取組の中で東京電力の調査が円滑に進むような協力もしていきたいということで、御意見の考え方を整理してございます。

少し毛色の違うものでございますけれども、通しの25ページを見ていただいて、整理番号9番の御意見ですが、今回の成果はいろいろなところにももちろん公表をしておりますけれども、海外の方にもよく知っていただくべきで、したがって、英訳を考えよというとても厳しい御意見を頂いておりますし、我々もその認識は持っておりますので、作業は始めておりますけれども、できるだけ本体の部分の訳と説明ができる資料の英語での作成といったようなことは進めていきたいと思って、今、作業をしてございますので、その旨、考え方に記しました。

45ページまで飛んでいただきまして、これも複数ある御意見なのですが、23番のところ、我々は今回できるものを取り組んでいこうという方針でやっておりますが、全体の調査分析の見通しはどうなっているのだと、そういうことをちゃんと示してやるべきではないかという御意見です。至極ごもっともなのでございますけれども、今の段階で何がどうできるかということを示すことが困難であるという状況であることを記させていただいているような状況にしてございます。

これも複数ある御意見ですが、次のページの46ページでございます。同じ方からですが、過去の政府事故調や国会事故調、あるいは民間事故調、東京電力が公表しているものもありますが、ここで未解明になっていることと今回やっていること、今後やることの整理をしっかりとしておくべきではないかという御指摘を頂いております。これについては、来年度の調査項目などを検討する際に、一度我々も整理をしておかなければいけないという意識を持っておりますので、今後の調査・分析の過程で分かるように整理をしておきたいと考えております。そういうようなことをお示いたしました。

そういうところぐらいを御紹介させていただいて、中間取りまとめの内容の論旨を変えるような技術的な妥当性のある御意見というのは、頂戴しておりませんでしたので、中間取りまとめの内容につきましては、大きく変更してございません。

一方で、表現の仕方や用語の使い方といったものについての御意見は、ごもっともなところがございましたので、これは反映をさせていただき、事務局で見て、全体の表現の整合性が取れていない部分でありますとか、あるいは注記をして、より分かりやすくすべきであることとか、図表の番号がずれていたりという表現上の修正を加えたものを作成いたしましたし、今日の資料で申し上げますと、別紙2の形にそれを反映したものをおつけし

てございます。ページでいいますと、通しの66ページからの部分になります。

念のためということで、参考資料の391ページ以降になっていきますけれども、見え消し版で中間取りまとめの案の段階から変更を加えた場所を、赤字で分かるようにしたものを資料としておつけをさせていただきました。これについては、先ほど申し上げましたように、本年3月5日の検討会の段階で、検討会のものとして取りまとめをさせていただいている部分でございます。

資料の最初の表紙の部分に戻っていただきまして、2ページ目でございます。この取りまとめの御了承を頂きましたら、今後の作業ということでもありますけれども、一つは、当然のことながら、まだこれから進めていかなければいけない調査・分析の項目、あるいは宿題になっている事項もありますし、先ほど御意見などで頂いたこれからやるべきこともありますので、これは来年度以降も進めていきたいと思っております。

具体的な調査・分析の計画、当面のものは、改めて整理をして作りまして、原子力規制委員会にお諮りをした上で、作業を進めていきたいと考えております。

二番目に書きましたのは、今回、中間取りまとめをまとめて、特に福島第一原子力発電所の事故ということですので、発電用原子炉設置者の皆さんがどのように受け止めるかということは非常に重要であり、その後の対応についても確認をしておきたいと思っております。

従いまして、発電用原子炉設置者の皆さんに、今回の中間取りまとめにあった論点、こういう点について考えなければいけないこと、検討しなければいけないこと、あるいはそれぞれの設置者における運用みたいなものについての見解を聴取するようなことを進めていきたいと思っております。

具体的な確認をすべき項目やどのような質問を相手に対してお示しするかということにつきましては、原子力規制委員会にお諮りをした上で、具体的なものとして御覧いただければと思っております。

もう一つ、今回の調査・分析の結果、安全規制に反映すべきものがあるのかどうかということも含めて、安全規制との関係を精査することが必要でございます。従いまして、これはある意味新しい試験を取り扱うということですので、技術情報検討会を中心にして、その場に我々で論点をまとめて御提示をした上で、精査をしていくという形にしていきたいと思っております。

具体的な検討をすべき項目でありますとか、どのような体制で原子力規制庁の中で進めていくかということにつきましても、改めて計画を作りまして、原子力規制委員会にお諮りをするという形で、次の段階に入っていきたいと考えております。

御説明については、以上でございます。

○更田委員長

まず中身について、いただいた御意見に対する考え方と中間取りまとめについて、御意見ありますか。田中委員、どうぞ。

○田中委員

1個だけ教えてください。通しの46ページの先ほどあった各種事故調の話なのですが、これは各種事故調で指摘されている未解明事項と調査項目の整理と書いているのですが、各種事故調で書かれていないようなことで、検討会等々で未解明事項がもしあるとすれば、それも含めて整理するということがよろしいのでしょうか。

○金子長官官房審議官

原子力規制庁の金子でございます。

例えば今回の水素爆発、多段階みたいなお話は、必ずしも明確に過去に指摘されて未解明とされているものではなかったのですけれども、そういったものも当然ありますので、そこには含めていきたいと思っております。

○更田委員長

今のことを聞いていて思いましたけれども、限界はあるだろうと思うのは、報告書に関しても、当然政府事故調、国会事故調、あるいは東電自身による報告書等は、きちんと踏まえなければならないのだけれども、報告書に関していうと、例えば日本原子力学会の調査もあったし、同学会の安全部会も報告書を出しているし、更に言えば、NEI（原子力エネルギー協会）の報告書は割と分かりやすかったのか、とてもうまくまとめられています。それから、IAEA（国際原子力機関）はオンサイトの部分も含めてものすごい報告書を整えているし、そういった意味で、その中での未解明事項というのは、重なっている部分もあれば、当然のことながら、そうではないものもあって、めり張りをつけることが大事なわけだけれども、それ自身はかなりの作業です。ですから、大事なもの、主要なものについて、それが落ちないようにということには気をつけてもらいたいと思います。

ほかに御意見ありますか。

そこで、今後の進め方、通しの2ページですけれども、まず継続的な調査・分析について、これは中間と名がついているので、もちろん続けるわけですが、廃炉作業、いわゆる今の解体作業が進んでいる限りにおいては、調査・分析はどうしても並行して進むところがあります。ただ、体制をどうするか、規模をどうするか、こういったことはしっかり内部の議論が必要だろうと思いますし、資源配分は非常に難しいものなので、今後きっちり議論をしていきたいと思えます。

発電用原子炉設置者の見解等の確認です。私は是非各事業者に聞いてもらいたいと思っていて、まとまって回答をよこさないように、A社、B社、C社、D社で回答をください。ですから、まとまるのは論外ですので、各社それぞれの見解を聞いてもらいたいと思います。これは聞き方について、改めて原子力規制委員会に諮ってもらいたいと思えます。

三つ目、これが大事なところですが、まずは技術情報検討会なのだろうとは思いますが。ただ、技術情報検討会への持ち出し方ということも、とても大切なことなので、しっかり整理をした上で技術情報検討会です。ただし、余り時間もかけないでというのが一

つです。

技術情報検討会は、通常は検査等々の関係もあって、山中委員に出ているけれども、私自身も関わり方を少し考えたいと思います。

今後の話について、御意見ありますか。

一つ、さらに仕事を増やして申し訳ないのだけれども、もし可能であればというのは、今回の調査で、もちろん個人の名前は出せないから、Aさん、Bさん、Cさんになるのだけれども、被ばく量をまとめてもらえないでしょうか。個人線量をまとめてもらいたい。

○金子長官官房審議官

記録はしてございますので、作業としては難しくはございません。

○更田委員長

というのは、先ほどのオペフロでの遮蔽等の御指摘があって、なぜ今回できなかったのか。ただ、私自身もオペフロは調査・分析で入ったけれども、いられる時間はものすごく限られています。

それから、先ほど説明の中にもあったのは、御意見の中に東京電力がやるべきことと、小早川社長との意見交換の際にも、調査・分析を東京電力はプロアクティブに御自身で考えてどんどん進んだらいかがですかと聞いたら、今後とも御指導くださいという回答を受けてしまったのです。

ただ、東京電力としては、調査をやろうとすると、私たちは原子力規制庁職員の一定量までの被ばくを覚悟の上で調査に入っているわけですけれども、東京電力は、今、廃炉作業そのもので被ばく量を管理しなければならないので、調査・分析で職員の方々や、あるいは関連企業の方々を被ばくさせることに対しては、極めて慎重にならざるを得ないのだろうと思います。

そういった意味で、原子力規制庁、原子力規制委員会は、今後も調査を続けていく上で、どう被ばく量を管理するかというのは重要なポイントなので、一方で、全員入替えて新メンバーというのなかなかできないだろうから、被ばく量をどう管理していくかというのは、一つのポイントになるだろうと思いますので、それを改めて取りまとめて教えてもらえればと思います。

今後の進め方について、御意見ありますか。よろしいですか。

それでは、別紙1をもって意見募集の考え方とし、別紙2のとおり中間取りまとめとして取りまとめたいと思います。ありがとうございました。

五つ目の議題は「東京電力福島第一原子力発電所の敷地内の放射線施設に係る実効線量の算定に関する原子力規制委員会告示の改正についての放射線審議会の答申及び今後の対応について」です。

非常に長い名前の議題ですけれども、これは何回かこの原子力規制委員会でも議論をして、意見募集も行って、意見募集の結果に対する考え方を示すときに、また原子力規制委員会の方では、なぜこんな改正が必要なのだろうというような意見が出てしまって、し

かし、とにかく放射線審議会に伺おうということで、放射線審議会でも御審議を頂いて、それが戻ってきたということなのだろうと思います。

説明は、宮本管理官からお願いします。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

放射線規制担当の宮本です。

経緯については、今、更田委員長からお話しいただきましたので、割愛させていただきました。最終的には本年2月3日の原子力規制委員会で、放射線審議会に諮問することを決定し、放射線審議会に諮問をしたということです。

その際にいろいろ意見があったことについても、放射線審議会でも説明する際には、説明をしてということでしたので、議事録等も添付して説明をさせていただいたということがあります。

その結果、放射線審議会でもいろいろ審議を頂きまして、最終的に別紙のとおり、答申を頂いたということでもあります。

放射線審議会からの答申といたしましては、現行法の規定については、事業所境界の線量基準は、施設の性能を評価することを目的とするもので、当該施設に起因する放射線を評価の対象とする。事故に由来する線量等の他の施設に由来する線量等を含めることを求めるものではないということで解すべきであって、改正は不要であるという答申を頂いてございます。

今後の対応としましては、それまでの原子力規制委員会での議論等、さらに放射線審議会の答申とその理由を踏まえまして、告示の改正は行わないことにしたいというものであります。

なお、この発端となりました福島第一原子力発電所敷地内において、分析研究施設でRI法の許可申請がJAEA（日本原子力研究開発機構）から行われるものについては、この考え方に基づいて申請を受け、審査を進めることにしたいというものでございます。

説明は以上でございます。

○更田委員長

御意見ありますか。伴委員、どうぞ。

○伴委員

この原子力規制委員会の席でも、そもそも改正が必要なのかという議論になって、その議事録も含めて全て放射線審議会で見させていただいて、改正が必要ないという答申ですので、これはそういうことでもいいのかと思います。

○更田委員長

ほかにありますか。

これは放射線審議会でも私は極めて適切な答申を頂いたのではないかと考えています。ただ、そうだとすると、この一連の作業は無駄だったのかということ、そうではなくて、放射線審議会から対象施設由来のものに絞って審査をすることに関しての適切性が考え方とし

て示されたということに意義があるのだらうと思いますし、また、前回の原子力規制委員会での議論も放射線審議会から同意というか、了解を頂いたものと理解をしたいと思います。

したがって、今後の特にJAEAから来ている研究施設に関して、これもそうだし、ほかにも例はあります。そういった意味で、当該施設、審査対象施設由来の線量について確認をしていく。それを対象に審査を行うということを改めて確認されたと思います。

それでは、この方針、要するに改正を行わないということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

それでは、そのとおりとします。ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですが、何かありますでしょうか。よろしいですか。特に議論をすることはないですか。

総務課の児島課長、お願いします。

○児島長官官房総務課長

総務課長の児島でございます。

議題外で失礼いたします。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の関係でございますが、御案内のとおり、先週末金曜日3月5日に緊急事態宣言が延長されること、3月8日から3月21日まで2週間延長されることが決定されております。

それまで3月1日からは大阪府は宣言対象区域から除外されておりますので、熊取規制事務所は、通常の勤務に戻っておりますけれども、東京と神奈川は宣言の延長ということで、引き続き宣言対象区域となっております。

つきましては、東京と神奈川における原子力規制委員会の緊急事態宣言を踏まえた対応は、1月13日の定例会で、内容について御了解を頂いて、2月3日の定例の原子力委員会では、3月7日まで延長することについて御了解を頂いておりますけれども、この緊急事態宣言の延長を踏まえた対応は、既に8日、9日と2日過ぎておるのですが、21日まで再度延長することにつきまして、改めて御了承を頂ければと思います。

また、あわせて、もし21日をもって解除になった場合には、その3日後の24日の定例の原子力委員会につきましては、2営業日以上空いておりますので、一般傍聴の受付が可能でございます。その場合には、24日の定例の原子力規制委員会からも一般傍聴の受付を再開することにつきまして、併せて御了解を頂ければと思っております。

私からは以上でございます。

○更田委員長

御意見ありますか。

特に8日、9日をなぜ無断で延長していたのだとおっしゃる方もいらっしゃらないですね。

これは政府の東京の地域の緊急事態宣言に連動すると考えていただいた方がいいと思いますし、都度原子力規制委員会の了承を求めなくても、首都圏の緊急事態宣言に連動するものと理解してもらっていただろうと思います。

それから、今回の予定どおり、緊急事態宣言が解除をされれば、前日だとちょっと厳しいかもしれないのですが、その次の原子力規制委員会から傍聴の方もおいでいただいてという形にしたいと思います。

御意見がなければ、本件は了承したいと思いますのですが、よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。ありがとうございました。